

富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金 交付要綱

(令和 7 年 2 月 4 日告示第14号)

(趣旨)

第 1 条 市は、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱（令和 6 年 1 月 2 5 日付けこ成総第 3 号・こ支総第 8 号こども家庭庁成育局長、支援局長連名通知別紙。以下「国実施要綱」という。）、令和 6 年度（令和 5 年度からの繰越分）保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱（令和 6 年 9 月 9 日付けこ成総第 8 8 号及びこ支総第 8 6 号こども家庭庁長官通知別紙）に基づき、民間保育所等における性被害防止対策を推進することにより、当該施設内での性被害の未然防止を図るため、民間保育所等を運営する者に対して、予算の範囲内において富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、富里市補助金等交付規則（平成 1 9 年規則第 1 0 号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「保育所等」とは、市内に所在する次の各号に掲げる施設とし、その用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 9 条第 1 項に規定する保育所をいう。
- (2) 小規模保育施設 法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業を行う施設をいう。
- (3) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 3 条第 3 項の規定による認定を受けた幼稚園型認定こども園をいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、保育所等の設置者又は運営者とする。

(補助事業)

第 4 条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国実施要綱 4 に該当する事業で、市長が必要があると認めるものとする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に

定めるとおりとする。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、別表に定める補助基準額、補助対象経費として補助事業者が支出した額及び総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない額を選定し、同表に定める補助率を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保育所等ごとに富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金所要額総括表（別記第2号様式）
- (2) 見積書等の購入を予定している物品等の名称、金額等が確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金（変更）交付決定通知書（別記第3号様式。第11条第1項において「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条に掲げる書類を審査し、適当と認められない場合には、富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金不交付決定通知書（別記第4号様式。第11条第2項において「不交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定する場合においては、規則第7条第1号から第4号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金を補助事業の目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の目的に反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を求めることがあること。
- (3) 規則及びこの要綱を遵守すること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の

機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、かつ、当該帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

（変更等の申請）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合は、富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更交付申請書（別記第5号様式）に、第7条各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

（変更等の決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の変更申請が不適当と認めたときは、不交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助金交付の対象となった事業が完了したときは、富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業精算額総括表（別記第7号様式）
- (2) 補助対象経費に係る納品書及び領収書

(3) 導入備品等の写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、書類の審査を行い、その内容について適当と認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付額確定通知書（別記第8号様式）により、交付決定者に通知するものとする。
(補助金の交付方法)

第14条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとし、同条に規定する通知を受領した交付決定者は、速やかに富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付請求書（別記第9号様式）により市長に請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第19条の規定による概算払により補助金を交付できるものとし、富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金概算（前金）払請求書（別記第10号様式）により市長に請求するものとする。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第15条 補助事業完了後に、消費税法及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書（別記第11号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金の取消し)

第16条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて返還を命ずるものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以

前にこの告示の規定により補助金の交付決定等がなされた事業については、この告示の規定は、なおその効力を有する。

別表（第5条、第6条関係）

種目	補助基準額	補助対象経費	補助率
保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業	1 施設当たり 100,000円	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（印刷製本費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費	補助対象経費の4分の3

別記

第1号様式（第7条関係）

富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
交付申請書

年 月 日

富里市長

様

施設名

代表者名

富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要
綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

添付書類	(1) 所要額総括表
	(2) 購入を予定している物品等の名称、金額等が 確認できる書類（見積書等）

2 導入備品内容

導入備品内容 (主な購入物品)	導入場所・導入内容（その他の具体的な内容を記載）
パーテーション	
簡易扉	
簡易更衣室	
カメラ	
その他	

申請時チェックリスト

1	☐	購入する物品等は、子どもの性被害防止対策に資するものである。
2	☐	カメラを購入する場合、導入完了までに保護者への承諾を得る予定 である。（導入する趣旨や保護者からの確認依頼に応えること等を 説明する）
3	☐	カメラを購入する場合、導入の趣旨や使用方法等を教職員等に説明 し、理解を得た上で運用を定める予定である。
4	☐	令和6年度中に事業が完了する予定である。（令和7年3月31日 までに、物品の納品や設置、支払等が完了する）

第 2 号様式（第 7 条関係）

富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金所要額総括表

施設名 _____

単位：円

補助対象経費の内訳 (導入備品等の名称・数量)		補助対象経費			補助上限額④	市補助金額⑤ (③×3/4と④を比較して 少ない額)
		支出額①	寄附金その他 収入額②	差引額③ (①―②)		
1						
2						
3						
4						
5						
計					75,000	

注 ⑤は1, 0 0 0円未満を切り捨てること。

第3号様式（第8条関係）

富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
（変更）交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付けで（変更）交付申請のあった富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金について、富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第 条の規定により、下記のとおり（変更）交付決定する。

記

（変更）交付決定額 円

第4号様式（第8条関係）

富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
不交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付けで交付申請のあった富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金については、下記の理由により不交付と決定したので、富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第 条第2項の規定により通知します。

記

不交付の理由	
--------	--

第5号様式（第10条関係）

富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
変更交付申請書

年 月 日

富里市長

様

施設名

代表者名

年 月 日付け指令第 号にて交付決定のあった富里市保育
所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金について、事業内容
の変更をしたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更交付申請額 円
- 2 変更内容及びその理由
- 3 添付書類
 - (1) 変更申請額が変更となる積算根拠書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類

第 6 号様式（第 1 2 条関係）

富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
実績報告書

年 月 日

富里市長 様

施 設 名
代表者名

年 月 日付け指令第 号で（変更）交付決定のありました
補助事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業精算額総括表
（別記第 7 号様式）
- 2 導入備品等の名称、金額等が確認できる書類（納品書等）

第 7 号様式（第 1 2 条関係）

富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業精算額総括表

施設名 _____

単位：円

補助対象経費の内訳 (導入備品等の名称・数量)		補助対象経費			交付決定額④	市補助金額⑤ (③×3/4と④を 比較して少ない額)	差引額⑥ (④－⑤)
		支出額①	寄附金その他 収入額②	差引額③ (①－②)			
1							
2							
3							
4							
5							
計							

注 ⑤は1, 0 0 0円未満を切り捨てること。

第 8 号様式（第 1 3 条関係）

富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
交付額確定通知書

達第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付けで実績報告のあった富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金について、富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり交付額を確定する。

記

交付確定額

円

第 9 号様式（第 1 4 条関係）

富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
交付請求書

年 月 日

富里市長 様

施 設 名

代表者名

㊞

富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要
綱第 1 4 条第 1 項の規定により、富里市保育所等における性被害防止対策に係
る設備等支援事業補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

【振込先】

金 融 機 関 名	銀 行 信用金庫 農業協同組合 信用組合				本 店 支 店 出張所				
預 金 種 目	1 普通 2 当座	口座番号							
フリガナ									
口 座 名 義									

第 10 号様式（第 14 条関係）

富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
概算（前金）払請求書

年 月 日

富里市長 様

施 設 名

代表者名

印

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定のあった
富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金について、
富里市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱
第 14 条第 2 項の規定により、下記のとおり概算（前金）払請求します。

記

1 概算（前金）払請求金額 円

2 概算（前金）払理由

【振込先】

金 融 機 関 名	銀 行 信用金庫 農業協同組合 信用組合				本 店 支 店 出張所				
預 金 種 目	1 普通 2 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

第 1 1 号様式（第 1 5 条関係）

消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

富里市長 様

施 設 名

代表者名

⑩

年 月 日付けで交付額確定のあった富里市保育所等における
性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額 円

（注） 2 の仕入控除税額の算定を示す資料を添付すること。